

Go To トラベル事業参加の旅行業者各位

観光庁参事官(旅行振興)
Go To トラベル事務局

感染拡大予防ガイドラインの遵守徹底について (適切な旅行サービス提供事業者の選定について)

Go To トラベル事業に参加いただくに当たっては、感染拡大の防止を徹底する観点から、関係する「感染拡大予防ガイドライン」を遵守いただくことが条件となっておりますが、「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」においては、「旅程に組み込む運送機関、食事箇所、観光施設、体験プログラム等については、事前に適切な感染防止対策を取っていることを確認する」ととされております。

そのため、Go To トラベル事業に参加される旅行業者におかれましては、手配する旅行サービス提供事業者が、適切な感染防止対策を取っている事業者であるかについて、事前に明確に確認した上で、契約していただく必要がございますので、改めてその遵守徹底をお願いいたします。

また、今後、運送機関、食事施設等との間で、Go To トラベル事業を利用した旅行商品に係る契約を締結するに当たっては、下記のとおり対応をお願いいたします。なお、企画旅行においては、「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」のみならず、関係する「感染拡大予防ガイドライン」に則った適切な感染防止対策の実施を含めた旅程管理を行う必要があることを申し添えます。

記

- (1) 運送機関、食事施設等と Go To トラベル事業に係る契約を行うに当たっては、当該運送機関、食事施設等において関係する「感染拡大予防ガイドライン」を遵守し、適切な感染防止対策を取っていることを明示的に確認すること。
- (2) 運送機関、食事施設等と Go To トラベル事業に係る契約を行うに当たっては、Go To トラベル事務局及び観光庁が当該運送機関、食事施設等に対して「感染拡大予防ガイドライン」の遵守状況等の確認や調査を行う場合があることから、当該確認や調査に協力していただけることについて同意を得ること。

ただし、以下に掲げる運送機関、食事施設等については、この限りでない。

- ① 地域共通クーポン取扱店舗
- ② 定期航空協会、鉄道連絡会、(公社)日本バス協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)全国個人タクシー協会、(一社)全国レンタカー協会、(一社)日本旅客船協会、(一社)日本長距離フェリー協会及び(一社)日本外航客船協会並びにその下部機関に加盟する運送事業者
- ③ 「Go To トラベル事業に係る契約を行う場合には、Go To トラベル事務局及び観光庁が必要に応じて行う確認や調査に協力する」旨、自社ホームページ等で公表している事業者

以上